別記様式（第５条関係）

表

第　　号

株式会社海外需要開拓支援機構法
第38条第２項の立入検査をする職員の身分証明書

官　　職
氏　　名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

写　　真

経済産業大臣　　印

（押出スタンプ）

裏

株式会社海外需要開拓支援機構法（抄）

（報告の徴収等）

第38条　経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第43条　第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

告示

○関東地方整備局告示第三百九十三号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第一条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十五年九月十三日

関東地方整備局長　深澤　淳治

名称　国営アルプスあづみの公園

位置　長野県大町市常盤

区域　別紙図面の通り（略）

（関東地方整備局に閲覧所を設け、平成二十五年九月十三日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十五年九月二十八日

○近畿地方整備局告示第二百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長（キロメートル）
後別　敷地の幅員　延長（キロメートル）

宇治市槇島町十一四二番から同市槇島町十一四九番まで　前　一八・五五～三四・二〇（メートル）　〇・一四一
後　一八・五五～四四・三〇（メートル）　〇・一四一

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十三号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長（キロメートル）
後別　敷地の幅員　延長（キロメートル）

尼崎市東本町一丁目七一番四から神戸市灘区岩屋南町三番まで　前　五〇・〇〇～一四四・〇〇（メートル）　二〇・一五一
後　五〇・〇〇～一四四・〇〇（メートル）　二〇・一五一

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十三号　尼崎市東本町一丁目七一番四から神戸市灘区岩屋南町三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月十三日